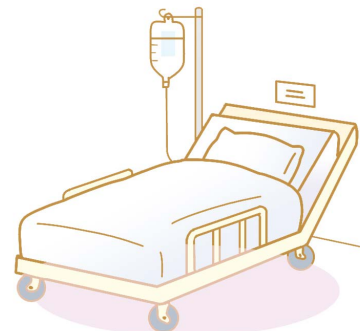


しんじょう ほ ご りょうよう かん ご 身上保護(療養看護)

定期的な見守り(訪問等)を通し、本人の住居・治療・療養・介護などの生活全般に配慮し、契約等を行います

<例えば…>

- 住居の確保に関する契約、費用の支払い
- 入退院の手続き、医療費の支払い
- 施設の入退所契約
- 介護保険等福祉サービスの利用手続き、契約、処遇の見守り



か ていさいばん しょ ほうこく 家庭裁判所への報告

財産管理及び身上保護(療養看護)の内容を記録し、監督人又は家庭裁判所に定期的に報告します

Q 専門職後見人の報酬はいくら位かかる?

A 本人の財産、後見人の仕事内容を考慮して家庭裁判所が決めます。目安としては、管理財産(流動資産)が1,000万円以下の場合、月約2万円、1,000万円以上5,000万円以下の場合、月約3~4万円です。 ※東京家庭裁判所後見サイトより

Q どのような人が後見人になれる?

A 特に決まりはありません。親族以外では、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、市民後見人、法人等に頼むことができます。

こうけん にん し ごと ふく こと 後見人の仕事に含まれない事は?

- 買い物や食事の支度等の家事や身体介護
- 入院・入所の際の身元保証人、身元引受人
- 手術や延命治療、臓器提供についての同意
- 遺言・養子縁組・認知等本人の意思が必要な行為
- 葬祭・埋葬・相続手続き

